

令和8年度 第2回天童市農業委員会総会 会議録

令和8年5月13日（水）午前10時 第2回天童市農業委員会総会を市役所5階大会議室に招集した。

1 出席委員

1番	仲野真	2番	齋藤照一
3番	五十嵐晋	4番	清野貢市
5番	矢野美佐子	6番	今野滋
7番	三宅藤義	8番	高橋昭義
9番	白田好之	10番	大石吉隆
11番	山崎紀子	12番	小川晋
13番	武田仁	14番	五十嵐慶一
15番	須藤隆司	16番	富樫秀幸
17番	松田康政	18番	荒沢亨
19番	佐藤悦雄		

2 欠席委員

3 出席職員

事務局長	澤章子	事務局長補佐	丸子正彦
副主任	小川順一	主事	花輪大夢

4 議事日程

第1 農業委員会憲章朗読

第2 開 会

第3 議事録署名委員の指名

第4 委員長報告

農地常任委員長

第5 事務処理報告

「行事報告」

「地目変更登記申請等に係る非農地証明並びに登記官からの照会への回答について（報告）」

「農地法第3条の3の規定による届出受付状況報告書（相続等）」

「農地法第5条の規定による農地転用届出書の受理について」

第6 議 事

承認第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について

議 第4号 農地法第3条の規定による許可について

議 第5号 農地法第5条の規定による許可について

第7 閉 会

5 議 事 録

午前10時 開会

議 長 　　ただ今より、去る5月7日付け天童市農業委員会告示第6号をもって招集した令和8年度第2回天童市農業委員会総会を開会します。

　　本日の総会は全委員出席でありますので、ただちに会議を開きます。

　　本日の議事進行は、総会資料を事前に配付しておりますので、日程第5の事務処理報告は読上げを省略し、日程第6の議事のうち、承認第2号及び議第4号は集約説明とします。

　　本日の議事進行について、このように取り扱うことに御異議ございませんか。

　　(異議なしの声)

議 長 　　御異議ございませんので、そのように取り扱うことに決定しました。

議 長 　　**日程第3** 議事録署名委員の指名を行います。

　　1番 仲野 真 委員

　　2番 齋藤 照一 委員

　　両委員をお願いします。

議 長 　　**日程第4** 委員長の報告を求めます。小川晋農地常任委員長。

小川委員 　　はい。おはようございます。去る4月27日、第1回農地常任委員会を開催いたしました。新設農家2件の現地確認及び審査を行い、1件につきましては特に問題なしと判断しましたが、もう1件については申請者自身に申請地の耕作をする意思が確認できなかったことから、農地常任委員会として申請を却下すべきと判断したところです。申請者から口

頭により申請が取り下げられました。問題なしと判断した新設農家1件に係る農地の権利取得につきましては、本日の総会において農地法第3条の議案として審議いたしますのでよろしくお願いいたします。以上、報告終わります。

議 長
事務局長

日程第5 事務処理報告を求めます。澤事務局長。

はい。それでは総会次第の1ページ、事務処理報告を御覧いただきたいと思います。

4月13日開催の令和8年度第1回総会后、本日の総会までの事務処理状況となっております。御確認をお願いいたします。

続きまして、総会資料を御覧ください。

1ページ、「地目変更登記申請等に係る非農地証明並びに登録官からの照会への回答について（報告）」でございます。件数1件、合計面積350.00㎡です。

2ページから4ページになります。「農地法第3条の3の規定による届出受付状況報告書（相続等）」でございます。申請件数15件、合計面積79,886.69㎡です。

5ページになります。「農地法第5条の規定による農地転用届出書の受理について」でございます。件数1件、合計面積452.00㎡です。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長

ただいま事務局長から事務処理報告がありましたが、皆様から質問等はございませんか。

（質問なし）

議 長

質問がございませんので、事務処理報告を終了します。

議 長

日程第6 議事に入ります。

承認第2号「農地法第18条第6項の規定による通知について」を上程します。事務局の説明を求めます。

事 務 局

はい。総会資料6ページ、本日の次第は2ページであります。承認第2号農地法第18条第6項の規定による通知については、参考の集約説

明を見ていただきたいのですが、借人の都合によるものが3件で、畑8,491 m²であります。詳細については総会資料を御覧いただきたいと思います。以上です。

議 長 ただいま説明がありましたが、皆様から質問等はありませんか。
 (質問なし)

議 長 お諮りいたします。
 承認第2号は、通知のとおり承認することに御異議ございませんか。
 (異議なしの声)

議 長 御異議なしと認め、承認第2号は承認することに決定しました。

議 長 議第4号「農地法第3条の規定による許可について」を上程します。
事務局の説明を求めます。

事 務 局 はい。総会資料集約説明の3ページを御覧いただきたいと思います。
議第4号農地法第3条の処理状況といたしましては、(1)所有権を移
転するものにつきまして、売買が14件で26,886.48 m²。贈与が2件で
945 m²、合計で16件、27,831.48 m²となっております。また、(2)
賃貸借権を設定するものについては、14件で、38,005.36 m²となっ
ております。使用貸借権の設定につきましては、2件で18,916 m²となっ
ております。総会資料御覧いただきたいと思います。議案の番号で1番、
16番、18番は[REDACTED]が渡人ということで、これは[REDACTED]
[REDACTED]の公共用地の買収に伴う代替地というふうなことでの取得と
なっております。また、議案番号の9番と30番、こちらの受人につ
きましては、農地常任委員長及び副委員長並びに地元の農業委員による書
類の審査による非農家の権利取得となっております。以上です。

議 長 続いて、地区担当農業委員の説明を求めます。
 1番、仲野委員。

仲野委員 はい。私の方から1番から6番までですが、どれも事由のとおり問題
ございませんのでよろしくお願いします。

議 長 7番、齋藤委員。

齋藤委員 はい。7番は、契約期間満了とのことですので何ら問題ないと思いま

すのでよろしくお願いします。

議 長

8番、清野委員。

清野委員

はい。事由のとおりです。9番は受人の■■■■さんですが、以前から耕作しておりまして、管理もされた土地ですので問題ありません。よろしくお願いします。

議 長

10番、白田委員。

白田委員

はい。10番ですけれども、事由のとおり間違いありません。よろしくお願いします。

議 長

11番と12番は私です。11番は契約満了ということで3条に切り替えたということで何も問題ないと思います。12番は借人の■■■■さんは新規就農で規模拡大したいということで、■■■■の■■■■さんの畑を借りるということで問題ないと思いますのでよろしくお願いします。

議 長

13番、大石委員。

大石委員

はい。事由のとおりでございます。何ら問題ございません。よろしくお願いいたします。

議 長

14番、荒沢委員。

荒沢委員

はい。14番の案件は以前から■■■■さんが■■■■さんの畑を耕作しておりまして、今回新しく3条申請しましたので問題ないと考えております。それから15番に関しては、期間満了ですのでこちらも問題ございませんのでお願いします。それから16番、先ほど事務局の方からも説明がありましており知事の方の部分ですので、問題ないと考えますのでよろしくお願いします。

議 長

17番、松田委員。

松田委員

はい。私のほうからは17番、18番になります。17番は■■■■の■■■■さんの方が作っていただけということで問題ないと思われます。また、18番は■■■■の道路の代替地なので、事務局の説明の通りであります。よろしくお願いします。

議 長

19番、須藤委員。

須藤委員

はい。19番から21番まで。まず19番に関しましては記載の通り、隣地の■■■■さんが買うということでございます。20番の■■■■

の■■■さん、10年間ほど農業やっておられまして、このたび経営規模の拡大ということで知人であります■■■さんはじめ外3名の方の農地を求めたという案件でございます。21番、■■■さん、記載の通り大規模にやっておられる方でございます、特に問題ないと思います。よろしくお願いします。以上でございます。

議長 22番、小川委員。

小川委員 はい。22番、■■■の若手の人でございます。事由のとおり問題なしと判断しております。23番は先ほどあったように農地常任委員会にかかった用向きであります。問題なしと判断しております。よろしくお願いします。

議長 24番、三宅委員。

三宅委員 はい。事由のとおり問題ありません。よろしくお願いします。

議長 25番、高橋委員。

高橋委員 はい。私の方は25番から28番までになります。事由のとおり問題ないと思われますのでよろしくお願いします。

議長 29番、富樫委員。

富樫委員 はい。私の方から29番、30番について説明させていただきます。渡人の■■■さん、一人暮らしで体調を崩しまして、施設に入所しており、将来農業される見込みがないということで、近隣の■■■さん及び■■■さんのほうに売却するというので、問題ないというふうに思われます。

議長 31番、武田委員。

武田委員 はい。31番と32番でございますが、事由のとおり問題ないと思われます。慎重審議よろしくお願いいたします。

議長 ただいま説明がございましたが、皆様から質問等はございませんか。
(質問なし)

議長 お諮りいたします。

議第4号は、申請のとおり許可することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 御異議なしと認め、議第4号は、許可することに決定しました。

議 長 議第5号「農地法第5条の規定による許可について」を上程します。
事務局の説明を求めます。

事 務 局 議第5号、農地法第5条の規定による許可について、御説明します。
総会資料18ページを御覧ください。次第のとおり説明します。

番号1、大字蔵増字長沼北 [REDACTED]。地目 台帳 畑・田・
宅地、現況 畑。面積2686.83㎡。農地区分 2種。譲受人・譲渡人は
総会資料のとおりです。契約内容 貸借権。使用目的 資材置場及び駐
車場857.84㎡。

番号2、大字山元字志多 [REDACTED]。地目 台帳・現況ともに畑。面積
730㎡。農地区分 2種。譲受人・譲渡人は総会資料のとおりです。契
約内容 所有権。使用目的 資材置場及び駐車場317㎡。

番号3、大字山元字藤田 [REDACTED]。地目 台帳・現況ともに畑。面積
813㎡。農地区分 2種。譲受人・譲渡人は総会資料のとおりです。契
約内容 所有権。使用目的 在庫車両置場465㎡。

番号4、大字貫津字東ノ崎 [REDACTED]。地目 台帳・現況とも
に田。面積1,486㎡。農地区分 1種。譲受人・譲渡人は総会資料のと
おりです。契約内容 所有権。使用目的 店舗・倉庫464.03㎡。また
関連事項ですが、併用地として宅地1,656.64㎡、用悪水路269㎡にな
ります。

番号5、大字荒谷字荒谷原 [REDACTED]。地目 台帳・現況ともに畑。
面積241㎡。農地区分 1種。譲受人・譲渡人は総会資料のとおりです。
契約内容 使用貸借権。使用目的 戸建住宅57.96㎡になります。また、
総会資料の19ページから21ページまで今回の申請地の案内図を添
付しておりますので、御確認ください。以上です。

議 長 続いて、地区担当農業委員の説明を求めます。

1番は私です。[REDACTED]のちょうど南側で、[REDACTED]街道と挟まれた
農地で、昔は窪んでたんですけども、ここを盛土して平らにしたという
ことで、資材置き場ということで、近所の農地を探したところ、面積が
小さくてここしかないというような申請だそうです。ここは建物建てて

はダメな農地ですので、監視をしていかなければならないなというふう
に思っております。

議 長

2番、荒沢委員。

荒沢委員

はい。私のほうから2番、3番、4番の案件になります。まず2番の
ほうなんですけれども、買い手の方の■■■■■にある■■■■■
■さん、これが土建業、建設業の仕事をなさってまして、今回求めた土
地が農地になってまして、周りには住宅等もございます。事務局の方
にも念を押して言っておりますけれども、ここの部分には資材、資材は砂
とか砂利等しか置かないというふうに計画をたてて申請されてますの
で、それ以外のものを置いた時には■■■■■さんの方に嚴重注意。尚且
つ地区の町内会長の方にも申し伝えておきまして、一応こういうものを
置いておく許可を出す予定だと話しますので、その辺は今後嚴重注意
して確認していきます。何かあった時には事務局のほうの対応よろしく
お願いします。それから3番の方もこれ地元の間人今までの間人おい
てた車屋さんなんですけれども、その借りてた土地が契約満了で、その
場所を返さなければいけないと、それで、代わりに新しく求めた土地な
んです。ここは畑なんです。まわりは果樹畑でありまして、今回求めた
ところに車を置く、当然まわりは果樹ですけども、消毒等する必要があ
りますので、消毒液等が車にかかっても一切そういうふうなクレームを
おこさないことが条件ですという部分で許可を出していただきたいな
と思います。4番の方は、道路拡張に伴う公共事業のために、■■■■■
■さんの後ろの方の田んぼ、それから用水路、ここを拡大するという案
件ですので、これは致し方ないと考えております。よろしく慎重審議お
願います。

議 長

5番、武田委員。

武田委員

5番の案件でございますが、地番は荒谷となっておりますが、場所
的には■■■■■側の土地でございます。近隣に住宅等がございます、致し
方ないと考えております。よろしくお願いいたします。

議 長

続いて、調査会委員の説明を求めます。

山崎紀子委員。

山崎委員　　去る5月7日、五十嵐慶一委員、事務局、担当農業委員と現地調査に行ってまいりました。担当委員から説明がありましたとおり、1番に関しましては屋根のある建物の建設は不可、2番に関しましては資材置場となっており、申請以外のものが置かれた場合の不安、また、こちらに関しましては所有権の移転になりますので、購入した方が所有しているもので違うものにおいても問題ないんじゃないかというようなことを言うてくるのではないか、という不安もちょっと残っています。3番に関しましては隣接に樹園地があるため、置かれた車に消毒がかかってしまって苦情が来るのではないかという不安もありますので、担当農業委員の方、事務局の方の監視が必要かと思われます。まあ致し方ないとは思いますが、許可のほうよろしく願いいたします。

議 長 ただいま説明がございましたが、皆様から質問等はございませんか。
(質問なし)

議 長 お諮りいたします。

議第5号は、申請のとおり許可することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 御異議なしと認め、議第5号は許可することに決定しました。

今総会の案件の中で、条項、字句、数字その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任することに了承くださるようお願いします。

議長 以上をもちまして、令和8年度第2回天童市農業委員会総会を閉会します。

午前 10 時 24 分 閉会